

ニューカッスル病・鶏伝染性コリーザ（Ａ型）混合（アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性コリーザ（Ａ型）混合（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.7.3、3.7.7 及び 3.7.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。